

## 【誓約書】

香川県特別高圧電気料金高騰対策事業支援金【第2期】の支給を申請するに当たり、下記の内容について誓約します。

- 1 この申請書の記載内容は、事実と相違ありません。
- 2 申請事業者の代表者、役員等が、香川県補助金等交付規則第5条の2各号に掲げる暴力団、暴力団員等に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、上記内容に該当しないことを確認するため、県が県警察本部に照会することについて承諾します。

(参考) 香川県補助金等交付規則

第5条の2 知事は、前条の規定にかかわらず、補助金等の交付の申請をした者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、知事が別に定める場合を除き、補助金等の交付の決定をしないものとする。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者

- 3 営業に関して必要な許認可等を全て取得しています。
- 4 申請内容の証拠書類を保存するとともに、県から申請の内容について立入検査・報告・証拠書類提出の求めがあった場合には、これに応じます。
- 5 申請書類に記載された情報は、必要に応じて関係行政機関に提供されることに同意します。
- 6 要件に該当しない事実や不正が発覚した場合には、支援金の全額を即時返還するとともに、加算金等の支払い及び事業者名の公表に応じます。
- 7 申請日時点において県内で事業を行っており、今後も県内で事業を継続する意思を有しています。
- 8 香川県特別高圧電気料金高騰対策事業支援金【第2期】支給要綱第2条第1項第3号に規定するみなし大企業ではありません。

(参考) みなし大企業

- ① 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- ② 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- ③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
- ④ 発行済株式の総数又は出資価格の総額を①～③に該当する中小企業者が所有している中小企業者
- ⑤ ①～③に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者

- 9 法人税法別表第1に掲げる公共法人、政治団体、宗教上の組織・団体ではありません。
- 10 同一の内容で、本支援金以外の補助事業等と重複して申請していません。

香川県知事 殿

令和6年 月 日

代表者職名・氏名

(申請者（法人の場合はその代表者）が自筆で署名してください。)